

アジア太平洋地域ITSフォーラム2018年福岡大会 出展申込書

申込日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 本欄に署名・捺印の上、本申込書を以下の送付先へご提出いただくことにより、出展契約が成立します。
 ※ 本申込書提出後に、出展小間を確保致しますが、募集状況によっては調整をさせていただく場合があります。
 ※ 本申込書の提出後にキャンセルの場合は、裏面の出展規定（キャンセル条項）に従い、キャンセル料が発生致します。

■ 出展社/団体情報 ※各種印刷物・WEBなどへ掲載用の社名・団体名をご記入下さい

フリガナ		(印)
出展社名・団体名		
同英語表記		

■ 責任者

部署		役職	
氏名		email	

■ 担当者 ※事務局からの連絡および請求書送付先をご記入下さい

部署		役職	
氏名		email	
住所	〒 _____		
TEL		FAX	

✓	小間タイプ	小間料金 (税別)	小間数	出展料合計
	Aタイプ：スペースのみ	¥300,000		
	Aタイプ：レンタルブース付き	¥400,000		
	Bタイプ：レンタルブース付き	¥150,000		
	ビジネスマッチングステージ	¥800,000		
			小計	
			消費税(8%)	
			合計	

■ 申込書送付先
 アジア太平洋地域ITSフォーラム2018年福岡大会 運営事務局 (株) ナノオプト・メディア内
 担当 Email : sponsor-info@itsap-fukuoka.jp
 住所 : 〒163-1512 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー12F TEL : 03-6258-0590 FAX : 03-6258-0598

事務局 記入欄	受理日	担当者	承認	備考

出展規約

1条【本規約の適用及び遵守】

(1) 本規約は、表面記載の大会（以下「本大会」という。）における出展の契約（以下「出展契約」という。）に適用されるものとする。

2条【出展契約の成立】

- 出展契約は、アジア太平洋地域ITSフォーラム2018年福岡大会実行委員会（以下「甲」という。）が表面の出展申込書を、表面記載の申込書送付先にて、郵送、FAX又は電子メールにより受領したときに成立する。（以下、出展契約の申込者である同契約の一方当事者を「乙」という。）
- 出展料金は、別紙記載の料金表による。
- 本申込書に記載の出展料金の金額が、別紙記載の料金表による算定額と異なる場合は、別紙記載の料金表による算定額での出展契約の申込みとみなす。
- 乙は、出展契約の申込みにあたり、本規約を承認し、本規約を遵守することを同意したものとみなされる。

3条【出展料金の支払い】

- 乙は、出展料金の総額を、甲からの請求に従い、2018年4月末日までに支払うものとする。
- 出展料金の総額は、出展料金に出展契約成立時点で適用される消費税率により算定される消費税を加算したものを指す。
- 出展料金の総額の支払いは、甲指定の銀行口座に振り込む方法（振込手数料は乙の負担とする。）で行う。

4条【キャンセル料の負担】

(1) 出展契約成立後に乙が自身の都合により出展契約の全部又は一部をキャンセルした場合、乙は、甲に対し、下記のキャンセル料（以下「キャンセル料」という。）を支払う。

記

キャンセルの時期	キャンセル料
出展契約成立後	出展料金の総額の100%

- 乙は、キャンセル料が、甲が出展契約の対象たる出展メトリックに関して負担する経費、出展契約の対象たるメトリックを他の出展社へ提供する機会を喪失その他甲が被る損害に対する賠償であることに同意する。
- 乙が、キャンセル料の対象となった出展契約の全部又は一部につき甲に対し金員を支払っておりかつ当該金員の合計額（以下「既払額」という。）がキャンセル料を超えていないときは、乙は、キャンセル料と既払額との差額を速やかに甲に支払う。既払額がキャンセル料を超えているときは、甲は、乙に対し、当該超過額を返還する（当該返還に際しては利息を付さない。）。
- 小間出展においては、本大会開催初日の前日20時までに、乙が、5条に基づき甲より指定された小間を製品又は設備の設置等を通じて直接占有しない場合、乙が出展契約のうち直接占有しなかった小間の分をキャンセルしたものとみなす（この場合、甲は当該小間を本大会にて自由に使用する権利を有し、乙は出展契約の全部又は一部をキャンセルしたもとして、甲に対し前3項の条件に従いキャンセル料を支払う。）。

5条【小間位置の割当て】

- 乙に割り当てられる小間の位置は、協賛ランク、小間サイズ、申込みの順位等を考慮し、甲がその割当てを定めるものとする。当該割当てでは、本大会期間についてのみ行われ、将来の大会において同様又は類似の小間の位置を割り当ててこれを約束しない保証するものではない。
- 本大会会場の面積不足等により乙に対する小間の割当てができないことが判明した場合、甲は乙に対して速やかに通知のうえ、いかなる責任も負うことなく、出展契約を解除することができる。この場合、乙が、解除の対象となった出展契約の全部又は一部につき甲に対し金員を支払っているときは、甲は、乙に対し、当該金額を返還する（当該返還に際しては利息を付さない。）。

6条【小間の使用】

- 乙は、甲の書面による事前の許可がない限り、乙に割り当てられた小間（以下「乙小間」という。）のみにおいて、本大会での展示その他出展に伴う一切の業務を行う。
- 乙は、出展に必要な乙小間内内装・設備・電気工事のうち、甲が定める一定の工事については、甲が定める業者に乙の費用負担により依頼しなければならない。この場合においても、甲は、当該業者による工事について、いかなる責任も負担しない。
- 甲は、乙が、3条1項の支払いをするまでは、本大会における乙の乙小間における出展準備（製品又は設備の設置等を通じて直接占有の利用を含む。）を拒絶することができる。
- 乙は、本大会の終了後、甲の指示するスケジュールに従い、乙小間内にある乙が所有又は管理する物を撤去し、甲から貸与された物がある場合には甲に返還のうえ、乙小間から撤収する。

7条【禁止行為】

乙は、甲の書面による事前の同意がない限り、乙の出展メトリックおよび小間の全部又は一部を利用する権利を第三者に譲渡し、又は乙の出展メトリック又は小間の全部又は一部を転貸してはならない。

8条【その他の条件及び規則に対する同意及び遵守】

- 乙は、本規約の他、随時甲が本大会の十分かつ安全な運営のために設ける追加的な条件及び規則（出展マニュアルその他の甲が乙に交付し又は甲のホームページ上で閲覧可能な状態にした本大会に関する文書を含む。）に同意し、これらに定められた内容を遵守する。
- 乙は、甲が、本大会の広告宣伝、本大会の来場者への案内その他甲による広告宣伝又は営業活動において、乙の商号、商標及びロゴを無償で使用することを許諾する。

9条【出展契約の解除】

- 出展契約成立後、次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、何らの催告を要することなく、出展契約を解除することができる。
 - 乙の製品又はサービスが本大会の性質に鑑み適切でない甲が判断したとき
 - 乙の製品又はサービスが他の本大会出展社又は来場者の迷惑になる等本大会の円滑な進行を妨げると甲が判断したとき
 - 乙又はその役員が甲又は他の本大会出展社の迷惑となる行動をしたとき
 - 乙の役員又は関係者が暴力団その他反社会的勢力に該当することが判明した場合その他乙の本大会への参加が不適切であると甲が判断したとき
 - 乙が3条1項に違反したとき
 - 乙が7条に違反したとき
 - 乙が8条に違反したときその他乙が本規約に違反し、甲からの催告にかかわらず、催告後直ちに違反を是正しないとき
- 前項により出展契約が解除された場合、乙は、甲に対し、違約金として、出展料金の総額に相当する金額を支払う（出展契約の解除時点で既に乙が甲に対し出展料金の総額を支払っている場合、甲は、当該出展料金の総額を違約金として充当する。）。
- 1項により出展契約が解除された場合、乙は、直ちに本大会での出展又は出展準備を中止し、乙小間に乙が所有又は管理する物がある場合には、甲の指示に従いそれらを乙の費用で撤去しなければならない。

10条【準拠法及び裁判管轄】

- 出展契約は日本法によって解釈される。
- 出展契約に起因して生じるあらゆる紛争については、福岡または東京地方裁判所が第一審の専属的合意管轄を有する。

11条【大会の停止、中止等】

- 甲は、戦争、火災、ストライキ、地震、法規制、天災地変、公共交通機関若しくはユーティリティ・サービスの停止、その他甲が支配できない原因（以下「不可抗力」という。）により必要な場合、本大会の会場、開催期間及び開催時間の変更を行うことができる。乙は、当該変更を理由に、出展契約の解除又は出展契約の申込みを取消することはできない。
- 不可抗力により、本大会の全体若しくは一部が停止され若しくは本大会が開催されなかったときは乙の出展メトリック、小間若しくはオプションアイテムが利用不可能となったとき、甲は、乙に対し、乙より受領した出展料金の総額の返還は一切行わない。
- 乙は、自らの費用と責任において、前号規定の危険につき保険をかけるものとする。

12条【免責】

- 甲及び甲の役員は、乙、乙の役員及び乙の取引先（訪問者を含む。）に対し、甲の責めに帰すことのできない本大会における事故、盗難、地震等の天災地変、乙の出展メトリック、小間又はオプションアイテムの使用不能から生じたいかなる損害、損失及び費用についても責任を負わない。
- 甲は、乙に対し、乙小間における乙管理に係る製品（ハードウェア、ソフトウェア、データ等を問わない。）の安全性を保證するものではなく、当該製品の滅失又は毀損につき責任を負わない。
- 甲は、乙と本大会における他の出展社又は来場者との間で生じた紛争につき何らの責任を負わないものとし、当該紛争については、乙において解決するものとする。
- 甲は、乙が本大会における目的を達せられなかったとしても、その責任を負わない。
- 甲が乙に対し出展契約又は本大会に起因して何らかの損害賠償義務を負うことがあったとしても、当該賠償額の上限は、出展契約における出展料金の総額とする。

13条【個人情報の取扱い】

- 乙が出展契約又は本大会での展示に関し記入し甲に提出した情報のうち、個人情報について、次の各号記載の内容を承諾する（なお、甲は、法令等による開示・提供義務が課される場合を除き、乙の承諾がない限り、当該個人情報第三者に開示・提供しないものとする。）。
 - 甲が取り扱うITS関連の会議、大会、これらに関連するマーケティングサービスの案内に個人情報を利用すること
 - 前項の利用にあたり、甲が、選定した企業に対し個人情報の取扱いを業務委託する場合があること（当該業務委託の場合、甲は、委託先が個人情報の適切な取り扱いを行うよう管理する。）。